

## 大分みちくさ小道 規約

(名称)

第1条 この団体は、大分みちくさ小道と称する。

(所在)

第2条 この団体は、事務所を大分市城東町2番2号工設社ビル101号に置く。

(目的)

第3条 この団体は、会員相互の協力と連携を密にして、多くの市民・事業者を巻き込み地域資源=地域の「宝もの」(ヒト・モノ・場所)の再編集を行い、参考交流型プログラムを作ることにより、地域活性を図ることを目的とする。さらに、大分で頑張っている人々が繋がる事ができる「まちづくりコミュニティ」を創造し、さらなる集客交流を目的とします。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域資源=地域の「宝もの」(ヒト・モノ・場所)の再編集を行う。
- (2) 「まちづくりコミュニティ」の協議会、講演会及び講習会の開催
- (3) 集客交流プログラムの実施
- (4) 会報、関係資料その他必要な刊行物の発行
- (5) その他この団体の目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 この団体の会員は、第3条に定める目的に賛同する者で、会員1名以上の推薦を受けた者とする。

(役員)

第6条 この団体には次の役員を置き、会を運営する。

- (1) 会長 1名 - 会を統括する。
- (2) 副会長 1名 - 会長を補佐し、会長不在の場合には代行する。
- (3) 監事 1名 - 必要によりみちくさ小道の監査を行う。

役員は、この団体の総会で互選し、任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(顧問及び相談役)

第7条 この団体には、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

(1) 顧問及び相談役は、役員会でこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。

(2) 副会長 1名 - 会長を補佐し、会長不在の場合には代行する。

(会議)

第8条 会長は、事業ならびに運営上の重要事項を決定するため、必要に応じて総会を招集する。

(会費)

第9条 この団体の運営に必要とする会費は総会の議決により徴収する。

(会計)

第10条 この団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(罰則)

第11条 会員がこの団体の運営を障害し、又は団体の対面を著しく毀損し、品位に劣る行動があったときは、総会の過半数をもって除名する。

(その他)

第12条 この規約の定めがない事項については、役員会で協議して定める。

附則

1 本定款は平成23年8月1日から施行する。

2 創立当初の役員の任期は、平成25年5月31日までとする。